

水道料金改定の方向性について

2021.05.11

経営企画課

1 水道事業の現状

本市の水道事業は、人口の減少、節水機器の普及、企業のコスト削減などにより水道使用量、料金収入ともに減少傾向にある。このような中、次のような経費削減策を実施し経営努力を続け、水道料金を20年以上にわたって据え置き事業を運営してきた。

- ① 職員の削減、②業務委託の推進、③電力需給契約入札 等

しかしながら今後、施設や管路の多くが順次更新時期を迎え、更には災害対応として管路・施設の耐震化を進めていく必要があり、多額の更新費用が見込まれ、現行料金のままでは安定した事業運営に支障が生じる見通しとなっている。

2 運営審議会における検討

このような状況を踏まえ、今後も水道事業が安定して経営できるよう、水道料金の改定について、前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会において審議を行い、令和3年3月末に答申書が提出された。

(1) 審議の経過

- 第1回：令和元年12月 前橋市水道事業の現状と課題について
- 第2回：令和2年 3月 前橋市水道料金の概要について
- 第3回：令和2年10月 【諮問】、水道施設更新の方向性と事業費について
- 第4回：令和2年11月 今後の財政見通しと料金改定について
- 第5回：令和3年 1月 新料金体系案について
- 第6回：令和3年 2月 答申書案について
- 第7回：令和3年 3月 答申書案、今後の料金改定スケジュールについて
令和3年 3月 【答申】

(2) 審議会の委員構成（10名）

区分	選出団体等
公共的団体等を代表する者（4名）	前橋商工会議所、前橋市地区婦人会婦人会連絡協議会、前橋市自治会連合会、前橋市食生活改善推進員協議会
学識経験を有する者（3名）	前橋工科大学、群馬弁護士会、関東信越税理士会前橋支部
水道を使用する企業を代表する者（1名）	ユニー(株)けやきウォーク前橋
水道使用者（2名）	公募市民代表者

(3) 答申の主な内容

ア 料金改定

給水人口減少等により水道料金収入が減少する中、老朽化が進む管路や施設を計画的に更新する必要がある料金の改定が必要。

イ 料金改定率

財政計画期間（令和4～7年度）の収支見通しを勘案し、計画期間の期末の翌年度繰越財源が災害時等を想定し維持管理経費3カ月分程度を確保できるよう、料金改定率は平均23%程度とすることが望ましい。

ウ 料金体系

前回改定時（平成11年）から水道水の使用状況は、少量使用者が増加し、大口使用者の使用水量が減少するなど大きく変化しており、負担の公平性や安定した経営を考え、基本料金収入の割合を現行より増加させることが適当。

エ 料金改定日

現状の料金体系では令和4年度末に赤字となる試算のため、料金改定日は令和4年4月1日が適当。

オ 附帯意見

料金改定については、市民生活に与える影響について十分考慮し、段階的な引き上げ等の検討に努め、また前回改定から20年以上経過していることもあり、水道水使用者に改定の必要性や改定内容を十分に周知徹底する。なお、料金については、財政計画期間（4年）ごとに経営状況などを勘案して見直しを実施し、財政計画期間内においても、必要に応じて見直しを実施する。

3 料金改定の方向性

審議会の答申を踏まえ、以下のように進めることとしたい。

- 水道料金については市民生活への影響を考慮して段階的に改定することとし、令和4年4月に最初の改定を実施し、その後2回目の改定を行い2段階で実施することとする。
- 2回目の改定の実施時期、並びにそれぞれの改定率については、令和2年度決算状況や新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら検討し、段階的に現在より平均23%程度改定されるように改定を実施する。
- 料金体系については、安定した料金収入の確保や負担の公平性を考慮し、各口径の実情に応じた適正な単価設定により基本料金収入の割合を現行よりも増加させ、また、一般家庭及び少量使用者には基本水量制を維持し、負担を考慮する。
- 議案の上程時期は、令和3年第3回定例会とし、その後半年を掛けて市民や事業者への周知を図る。